

大阪府災害時学校支援チーム員派遣要領

1 趣旨

大阪府災害時学校支援チームのチーム員（以下、「チーム員」という。）の派遣について必要な事項を定める。

2 派遣の決定

教育長は、府外で大規模災害が発生し、複数の学校が長期間、休校となることが想定される場合、次に掲げる手順により派遣を決定する。

- (1) 教育庁職員 3 名程度による先遣隊を組織し、被災都道府県または被災市町村教育委員会に派遣する。
- (2) 先遣隊は、被災都道府県または被災市町村教育委員会で支援内容等を説明し、被災都道府県または被災市町村教育委員会の派遣要望について聞き取る。
- (3) 先遣隊による報告をもとに、教育長はチーム員を派遣するかどうかを判断する。

3 派遣に関する手続

教育長は、被災した学校を支援するため、チーム員 3 名程度による派遣チームを編成し、次に掲げる手順によりチーム員の派遣を行う。

- (1) 教育長は、全チーム員に対し、派遣可能時期を照会する。
- (2) 教育長は、チーム員からの報告をもとに派遣候補チーム員を選定し、派遣候補チーム員の属する所属長に派遣を依頼する。
- (3) 派遣依頼を受けた所属長は業務の状況等を確認し、派遣の可否について教育長に報告する。
- (4) 教育長は、所属長が派遣を認めた者の中から、過去の派遣実績や研修の受講状況等を総合的に勘案して、派遣するチーム員を決定する。また、チーム員の派遣期間を概ね 3 日～1 週間程度とし、全体の支援活動期間を想定して、派遣計画を作成する。なお、チーム員の派遣期間は、交代時に引き継ぎを行うことを考慮するものとする
- (5) 教育長は、派遣するチーム員及びチーム員の属する所属長に、派遣の決定及び派遣先、派遣期間等を通知する。
- (6) 派遣の決定通知を受けたチーム員の属する所属長は、派遣に向けて業務の調整を行う。
- (7) 派遣にかかるチーム員の旅費については、「職員の旅費に関する条例」に基づき支給する。

4 派遣時の支援活動

派遣先での派遣チームの活動は、次による。（別紙 2 「大阪府災害時学校支援チーム派

遣時の活動内容」参照)

なお、学校再開のために必要な支援活動内容の詳細については、別途作成する「大阪府災害時学校支援チームハンドブック」において定める。

- (1) 派遣チームは、先遣隊からの情報や派遣先の学校長等から状況の聴き取りをもとに、学校再開のために必要な支援活動を検討する。
- (2) 派遣チームは、派遣先の校長等と連携して、派遣先の学校の教職員が実施する学校再開に向けた活動を支援する。
- (3) 派遣チームによる支援活動は、派遣先の学校等の通常時の勤務時間内に実施することを原則とする。
- (4) 派遣チームは、原則として、その日の活動終了時に、現地の被災状況や活動内容等について教育庁に報告する。
- (5) 教育庁は、必要に応じて派遣チームの活動をサポートする。

5 派遣計画の見直し・撤収

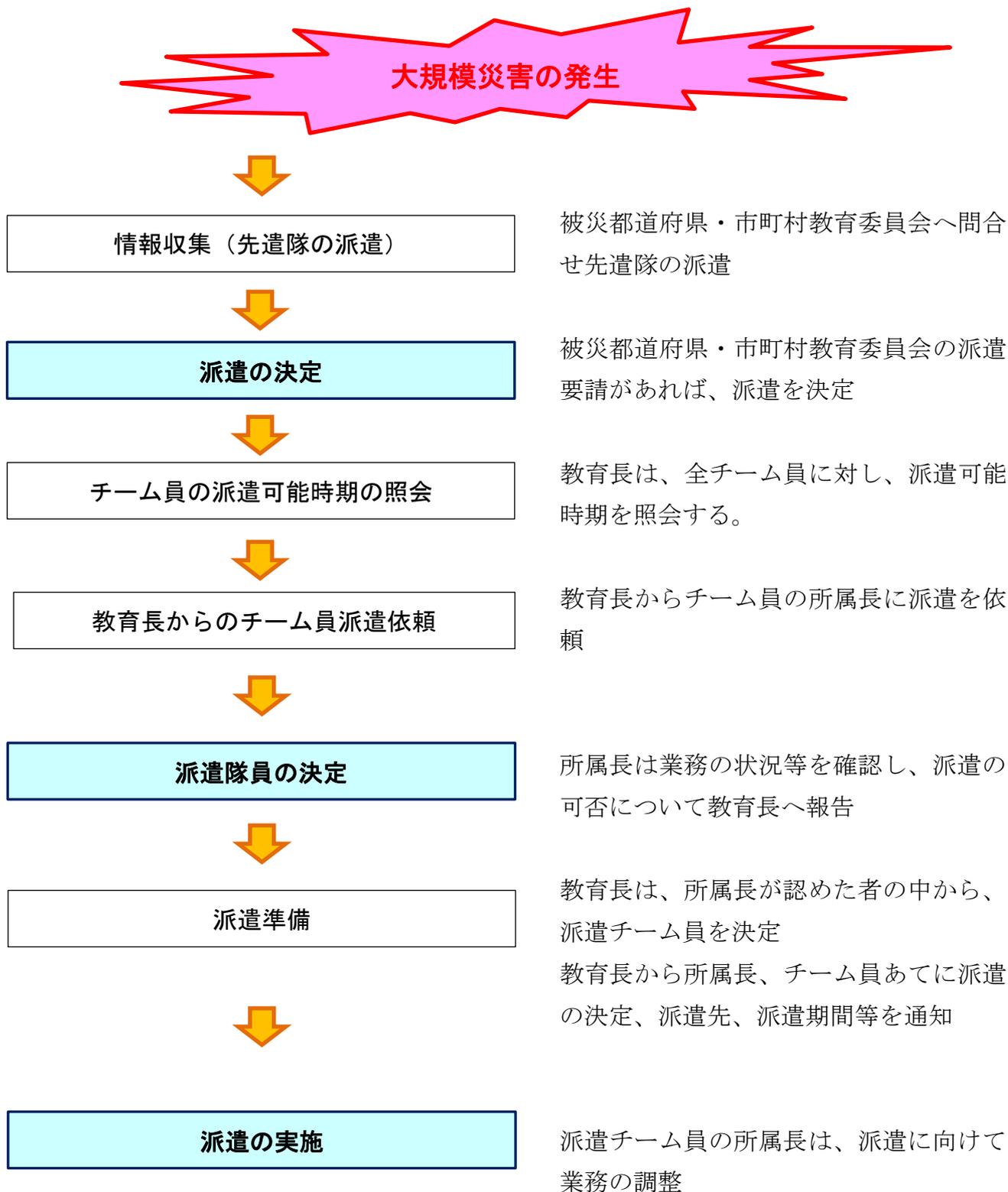
派遣計画の見直し及び派遣チームの撤収については、次による。

- (1) 教育長は、派遣チームによる前項の報告やその他の情報を総合的に判断して派遣計画を見直し、以降の支援規模や派遣期間等について調整する。
- (2) 教育長は、学校再開に一定の目途がたつたと判断される場合は、派遣先の学校長等と協議の上、支援活動を終了し派遣チームを撤収する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

大阪府災害時学校支援チーム チーム員派遣手順



大阪府災害時学校支援チーム派遣時の活動

